

学童クラブ事業について

1. 放課後児童健全育成事業の設備と運営に関する規則制定について

◎省令に定める基準を準用することが困難な事項

①第9条2項 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね 1.65 m²以上なければならない。

②第10条4項 一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40人以下とする。

◎省令に定める基準を本市規則に準用する事項 上記①, ②以外の基準

・従うべき基準 従事する者に関する基準（資格、研修、員数など）

※従うべき基準 必ず適合しなければならない基準

・参酌する基準 運営に関する基準（非常災害対策など14項目）

※参酌すべき基準 自治体が十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される基準

2. 児童福祉法に規定する対象年齢について

保護者が労働等により昼間家庭にいない 小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童⇒ 小学校に就学している児童

◎国の考え 個々の放課後児童クラブに小6までの受け入れ義務化を一律に課すものではない。

◎県の指導 6年生までの受け入れが困難な場合には、運用の中で実情に応じて対応していただきたい。